

令和8年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第 51 号 説 明 資 料

令和8年8月28日

大磯町景観条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～5

都市計画課

大磯町景観条例の一部を改正する条例

1 改正概要

大磯町景観条例（平成 20 年大磯町条例第 24 号）は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定に基づき、大磯町の良好な景観の形成に関する計画等について必要な事項を定めるものです。

そのため、条文中に用いている景観法の一部改正に伴い、引用条項の規定を改正するものです。

2 改正内容

(1) 引用箇所の条項数の変更

【改正箇所】大磯町景観条例（抜粋）

（他の計画等との関連）

第 8 条 町は、景観計画を策定するに当たっては、法第 8 条第 4 項から第 10 項までに規定するもののほか、既存の関連計画との整合を図らなければならない。

（景観計画の提案）

第 10 条 省略

2・3 省略

4 町は、法第 12 条の規定により、計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をする必要があるか否かを判断するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該計画提案が法第 8 条第 4 項から第 10 項までの規定に抵触する等の瑕疵が明らかであるときはこの限りでない。

（法第 16 条の届出を要しない行為）

第 12 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

【条項数の変更】

① 第 1 条では、引用箇所の条項数「第 8 条第 4 項から第 10 項まで」を「第 8 条第 5 項から第 11 項まで」と改正します。

② 第 2 条では、引用箇所の条項数を「第 8 条第 5 項から第 11 項まで」を「第 8 条第 7 項から第 13 項まで」に、「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改正します。

(2) 施行日

- ① 公布の日から施行します。
- ② 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行します。

大磯町景観条例 新旧対照表（第1条関係：公布日施行）

改正案	現行
目次 省略 第1章 省略 第2章 景観計画の策定等 第7条 省略 （他の計画等との関連） 第8条 町は、景観計画を策定するに当たっては、<u>法第8条第5項から第11項までに規定するもののほか</u>、既存の関連計画との整合を図らなければならない。 2・3 省略 第9条 省略 （景観計画の提案） 第10条 省略 2・3 省略 4 町は、法第12条の規定により、計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をする必要があるか否かを判断するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該計画提案が<u>法第8条第5項から第11項までの規定に抵触する等の瑕疵が明らかであるときはこの限りでない。</u> 第3章～第8章 省略 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。</u>	目次 省略 第1章 省略 第2章 景観計画の策定等 第7条 省略 （他の計画等との関連） 第8条 町は、景観計画を策定するに当たっては、<u>法第8条第4項から第10項までに規定するもののほか</u>、既存の関連計画との整合を図らなければならない。 2・3 省略 第9条 省略 （景観計画の提案） 第10条 省略 2・3 省略 4 町は、法第12条の規定により、計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をする必要があるか否かを判断するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該計画提案が<u>法第8条第4項から第10項までの規定に抵触する等の瑕疵が明らかであるときはこの限りでない。</u> 第3章～第8章 省略

大磯町景観条例 新旧対照表（第2条関係：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行）

改正案	現行
目次 省略 第1章 省略 第2章 景観計画の策定等 第7条 省略 （他の計画等との関連） 第8条 町は、景観計画を策定するに当たっては、<u>法第8条第7項から第13項</u>までに規定するもののほか、既存の関連計画との整合を図らなければならない。 2・3 省略 第9条 省略 （景観計画の提案） 第10条 省略 2・3 省略 4 町は、法第12条の規定により、計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をする必要があるか否かを判断するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該計画提案が<u>法第8条第7項から第13項</u>までの規定に抵触する等の瑕疵が明らかであるときはこの限りでない。 第3章 景観法による行為の規制 第11条 省略 （法第16条の届出を要しない行為） 第12条 <u>法第16条第8項第12号</u>の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 （1）～（4） 省略 第13条 省略 第4章～第8章 省略	目次 省略 第1章 省略 第2章 景観計画の策定等 第7条 省略 （他の計画等との関連） 第8条 町は、景観計画を策定するに当たっては、<u>法第8条第5項から第11項</u>までに規定するもののほか、既存の関連計画との整合を図らなければならない。 2・3 省略 第9条 省略 （景観計画の提案） 第10条 省略 2・3 省略 4 町は、法第12条の規定により、計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をする必要があるか否かを判断するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該計画提案が<u>法第8条第5項から第11項</u>までの規定に抵触する等の瑕疵が明らかであるときはこの限りでない。 第3章 景観法による行為の規制 第11条 省略 （法第16条の届出を要しない行為） 第12条 <u>法第16条第7項第11号</u>の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 （1）～（4） 省略 第13条 省略 第4章～第8章 省略

改正案	現行
<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。</u>	